

### ノー(NO)レジ袋・マイバッグキャンペーン レジ袋の削減およびマイバッグ持参促進に関する協定

ごみ減量のために、循環型社会の課題である排出抑制を目指して住民の方に「レジ袋の削減」、「マイバッグ持参促進」などを呼びかけていきます！皆さん、ご協力よろしくお願いいたします。

#### 追加参加事業者紹介



#### 株式会社 ファミリーマート

多摩瑞穂店 (二本木917-1)  
TEL 568-3528

瑞穂長岡店 (長岡長谷部297-3)  
TEL 568-1562

瑞穂東松原店 (箱根ヶ崎東松原11-8)  
TEL 568-7632

瑞穂モール前店 (駒形富士山423-5)  
TEL 568-5131

瑞穂富士山店 (駒形富士山332-1)  
TEL 568-0323

問合せ 環境課 TEL 557-7706

### 指定収集袋取扱店の追加について

元狹山地区  
セブンイレブン  
瑞穂二本木東店 TEL 557-3860

#### 主な取組内容

- ・ポスター、声かけなどによる啓発活動の実施
- ・店内アナウンスの実施
- ・環境に配慮した商品の販売促進
- ・使用袋サイズの適正化 など

#### ☆協定参加事業者募集中！

キャンペーンにご理解、ご賛同していただける町内事業者（スーパー等の小売店）を募集しています。



## 平成22年度『町長への手紙』 内容等を紹介いたします

平成22年度は200通の手紙を頂きました。件数は212件で、環境や施設に関するものが多く寄せられました。また、東日本大震災以降、防災に関する意見も多く寄せられました。手紙の用紙は、役場やコミュニティセンターなどの施設、JR箱根ヶ崎駅に置いてあります。また、ファクスや町ホームページからもお寄せいただけます。今年度も皆さまからの「町長への手紙」を引き続きお待ちしております。

#### 平成22年度「町長への手紙」内訳

内容	件数
環境	33
施設	27
福祉	22
道路	18
防災	17
職員	15
交通	13
その他	67
合計	212

問合せ 秘書広報課 TEL 557-7497 FAX 556-3401

ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

### 節電になお一層のご協力をお願いします

皆さまには大変ご不便とご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

7～9月の平日は冷房の需要が増え、特に午後2時ごろ、家庭を含む全体の電力需要が最も大きくなります。1日を通じた節電を心掛けつつ、特に日中（午前9時～午後8時）の節電をお願いします。

#### 節電対策のワンポイント

- 室温28℃を心掛けましょう。
  - すだれやカーテンの利用を。
  - 使わない家電はコンセントを抜きましょう。
- ※エアコンの控え過ぎによる熱中症などに気をつけて無理のない節電を

#### 問合せ

東京電力多摩カスタマーセンター  
TEL 0120-995-662

### フレッシュランド西多摩からのお知らせ

フレッシュランド西多摩は、夏期の電力供給削減のため、空調・照明設備の節電を実施しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問合せ TEL 570-2626

ホームページ <http://www.nishiei.or.jp/>

#### 回数券20%割引販売

期間 7月8日(金)～18日(祝) ※18日(祝)は開館します。  
料金 11回分のお得な回数券(3時間利用)をさらに20%OFF

区分		通常価格	→	割引価格
瑞穂町・青梅市・福生市・羽村市在住の方	大人	5,000円	→	4,000円
	子ども	2,500円	→	2,000円
上記以外の地区に在住の方	大人	8,000円	→	6,400円
	子ども	4,000円	→	3,200円

#### 野菜直売会 近隣市町で採れた新鮮な野菜を販売します。

日時 7月6日(水)～8日(金)・13日(水)～15日(金)・20日(水)～22日(金) 午後4時～6時  
場所 フレッシュランド西多摩 多目的施設(体育館)前

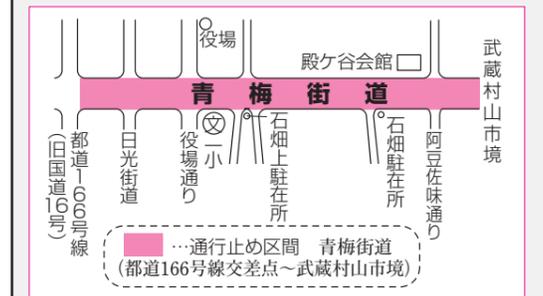
#### 教室案内

- ①フラダンス教室…毎週水曜日 午後1時～2時
  - ②ヨーガ教室…毎週木曜日 午後1時30分～2時30分
- 参加費 (1回)…①、②とも、瑞穂町、青梅市、福生市、羽村市在住の方800円、その他に在住の方1,100円  
※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。※回数券、サービス券などは利用できません。

### 夏まつり交通規制

次の通り交通規制されます。迂回にご協力ください。

日時 7月10日(日) 午後2時15分～6時30分



問合せ 地域課 TEL 557-7610

### 熱中症に気をつけよう！

- 〔屋外では〕
  - なるべく帽子や日傘で直射日光を避けましょう。
  - こまめに休憩し、水分補給をしましょう。
  - 炎天下や非常に暑い場所では、長時間の作業やスポーツを避けましょう。
- 〔屋内では〕
  - 窓際等の日当たりのよい場所を避けましょう。
  - 風通しをよくして、高温多湿にならないように気をつけましょう。
  - 動いていなくても、スポーツドリンク等の水分補給を心掛けましょう。
  - 暑さの中で少しでも体調不良を感じたら、無理をしないようにしましょう。

問合せ 福生消防署予防課  
TEL 552-0119

### 夏休み学習室フリースペース

読書や勉強・宿題などができる場所として、学習室を開放します。  
日時 7月21日(木)～8月24日(水)  
午前9時～午後5時  
場所 武蔵野コミュニティセンター 第2学習室  
※入室前に事務室で受け付けをしてください。  
※パソコン、インターネット等のご利用はできません。  
※第2水曜日(8月10日)は休館日のため、ご利用できません。

問合せ 武蔵野コミュニティセンター  
TEL 570-0555

### 粗大ごみをリサイクルプラザへ持ち込む時のお願い

家庭で不要となった一辺の長さが50cm以上のものが粗大ごみです。リサイクルプラザへ持ち込むときは、次の事項をお守りください。  
○当日に電話でリサイクルプラザへ申し込んでください。その際に種類と量をできるだけ詳しくお知らせください。  
○持ち込みは、平日と第一日曜日に受け付けています。自宅収集は、平日のみ受け付けています。  
○時間は、午前9時から午後4時30分までです(正午から午後1時を除く)。  
○車からの荷降ろしは、持ち込まれた方が行ってください。  
○木材、竹等の長物は、150cm以下に切ってください。  
○粗大ごみ以外の物は、お受けできません。詳しくは「ごみの分別事典」をご覧ください。

申込み・問合せ リサイクルプラザ  
TEL 557-7612

### 排水設備工事責任技術者資格試験等および登録等に関する制度変更

- ▶ 6月30日から排水設備工事責任技術者資格試験および更新講習の実施者が、「日本下水道協会東京都支部長」から「東京都下水道局長」に変わりました。
  - ▶ 同時に、東京都下水道局長に登録している排水設備工事責任技術者は、都内全域(島しょ部を除く)の各下水道管理者の登録を受けた者とみなされます。
- ※詳しくは東京都下水道局のホームページをご確認ください。

ホームページ <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

### みずほサマーフェスティバル参加者募集

日時 8月13日(土)  
午前11時30分～午後6時  
※雨天の場合は、14日(日)に順延します。  
※計画停電の場合は中止の場合もあります。  
場所 役場西側道路周辺  
対象 ▼瑞穂音頭流し踊り参加団体  
▼模擬店出店者  
申込み 7月1日(金)から15日(金)までに観光協会(商工会)へ  
TEL 557-3389

## 平成23年度国民健康保険税について

### 限度額および税率の改正

町では、数年かけて段階的に4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）へ課税制度の変更を進めています。今年度につきましては、次のように国民健康保険税の限度額および税率を改正しました。

税率等	平成23年度	平成22年度	
医療分	所得割	4.33%	4.15%
	資産割	5.0%	10.0%
	均等割	1万8,200円	1万4,500円
	平等割	3,400円	6,800円
	賦課限度額	51万円	50万円
後期高齢者支援分	所得割	1.0%	1.0%
	資産割	—	—
	均等割	4,800円	4,400円
	平等割	—	—
	賦課限度額	14万円	13万円
介護分	所得割	0.9%	0.88%
	資産割	—	—
	均等割	9,700円	9,200円
	平等割	—	1,300円
	賦課限度額	12万円	10万円

問合せ 税務課 TEL557-7519

### 解雇などによる失業者の特例

平成22年度より、次の要件すべてに当てはまる方の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定しています。

該当する方は雇用保険受給者証をお持ちの上、住民課国保係で手続きしてください。

#### 要件

- 平成21年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っている
- 離職日以後、国保以外の医療保険（会社の健康保険等）に加入したことがない（任意継続被保険者の場合は除きます）
- 雇用保険受給資格者証の「理由」欄のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである

問合せ 住民課 TEL557-7578

## 医療機関等を受診された被災者の方々へ

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取り扱いが下記のように変わります

**1 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証（被保険者証）の提示が必要になります。**

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取り扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

**2 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。**

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

（免除となるのは、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定）です。）

- (1)災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2)以下のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ただし、「以下の市町村の国保に加入されている方」または、「以下の3県の後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方」については、当分の間、免除証明書は必要ありません。

岩手県（宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（広野市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、田村市、南相馬市）

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末までに受けた診療等分までとなります。

※ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに

詳しくは、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください

## 平成23年度 後期高齢者医療保険料について

平成23年度の保険料及び軽減措置が決定しました。7月中旬に保険料決定通知および保険料納入通知書（年金からの引落しや口座振替での納付でない方）が送付されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料の決め方} \\ \hline \end{array} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{東京都の保険料} \\ \text{(限度額50万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ \text{37,800円} \\ \text{(前年度 同額)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額}(\ast 1) \\ \times \text{東京都の所得割率 } 7.18\% \\ \text{(前年度 同率)} \\ \hline \end{array}$$

※1 賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

### 保険料の軽減について

所得に応じて、保険料の軽減があります（軽減には確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です）。

#### ①均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「所得金額を合計した額」(※2)をもとにした軽減があります。

※2 65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

#### ②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとにした軽減があります。

#### ③会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減された額（年額3,700円）となります。

#### ①均等割額の軽減基準

所得金額の合計が次の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額（33万円）	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
基礎控除額（33万円）+（24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く））	5割
基礎控除額（33万円）+（35万円×被保険者の数）	2割

#### ②所得割額の軽減基準

賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得） 年金収入のみの場合	軽減割合
15万円（年金収入168万円）まで	全額
20万円（年金収入173万円）まで	7.5割
58万円（年金収入211万円）まで	5割

### 後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付している後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限を、平成23年7月31日としており、8月1日以降の新しい証を7月中に送付いたします。

#### 1 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

- ①減額認定証は、8月以降も証の色（白色）は変わりません。
- ②平成22年中の所得をもとに負担区分を再判定しているため、平成23年8月1日以降は、「適用区分」が変更になる場合があります。
- ③負担区分の再判定により、平成23年8月1日以降は減額認定証の対象者に該当しなくなる場合もありますので、減額認定証の有効期限には特にご注意ください。

#### 2 特定疾病療養受療証について

- ①特定疾病療養受療証は、有効期限がありませんので、従前のものを引き続きご使用いただけます。
- ②特定疾病療養受療証は、8月以降も証の色（白色）は変わりません。

問合せ

▶保険料については 住民課 TEL557-7578

▶制度のことは 広域連合お問合せセンター TEL0570-086-519